

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

浅口市は瀬戸内海に面した岡山県の西南部に位置し、総面積は 66.46 km²と県内で最もコンパクトな市である。10 km圏域には倉敷市、30 km～40 km圏域には岡山市、福山市が位置しており、市中央部を山陽自動車道や国道 2 号、JR 山陽本線、山陽新幹線などの基幹的な交通軸が通っており、ベットタウンとして発展してきた。

しかしながら、人口は平成 7 年以降一貫して減少しており、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに全国的な人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、現状の放置は、わが市の活性力の低下、ひいては産業基盤が失われかねない状況である。

こうした中、独自の取組として市内事業者に対して「浅口市中小企業成長支援事業」等施策を講じているが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、事業承継に対応しようとする中小企業の取組を支援していくことは必要不可欠である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、市の産業基盤のさらなる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端等設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

浅口市の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

浅口市の産業は、JR 鴨方駅及び JR 金光駅周辺の市街地エリア、寄島町域における臨海エリア、遙照山系を中心とする山間エリアと広範に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画の対象区域は浅口市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

浅口市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が浅口市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ・ 健全な地域経済の発展に配慮する観点から、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。